

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 30 年3月1日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1700196号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1700119号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和54年4月から昭和55年10月頃まで

② 昭和55年4月頃から昭和57年7月1日まで

請求期間①について、私は、A社において勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。また、請求期間②について、私は、B社に昭和55年4月頃から勤務していたが、厚生年金保険の記録では昭和57年7月1日に同社において資格取得となっており、当該期間が被保険者期間となっていない。調査の上、請求期間①及び②を、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社に勤務していたと主張しているところ、オンライン記録及び適用事業所名簿検索システムにおいて、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は、平成8年6月1日に解散しており、当該商業登記簿謄本の役員欄に記載されている元取締役は、請求者の同社における請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、不明であると回答していることから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者のA社における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は、同僚の氏名を記憶しておらず、照会すべき同僚の特定ができないことから、同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、B社において、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる

複数の同僚及び同社の社会保険事務担当者の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が当該期間において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 56 年 8 月 1 日であり、請求期間②のうち昭和 55 年 4 月頃から昭和 56 年 7 月 31 日までの期間については、適用事業所としての記録は確認できない上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、同名簿に記載された事業主 2 名のうち、1 名は、オンライン記録により、既に亡くなっていることが確認でき、他の 1 名については、住所が不明であることから、いずれも照会することができない。

また、商業登記簿謄本において、B社は、C社に商号変更後、既に清算結了していることが確認できるところ、当該商業登記簿謄本において確認できる元取締役であって、現住所が確認できる者のうち、回答が得られた 1 名は、請求期間②に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していたか否かは不明と回答していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、i) 請求期間②にB社に勤務していたとする同僚 1 名は、入社から 3 か月は試用期間であったが、試用期間を過ぎても厚生年金保険への加入手続をしてもらえなかった旨回答していること、ii) 同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、同僚が請求者と同じ職種及び業務内容であったとしている複数の者の被保険者記録は、いずれも確認できないこと、iii) 同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 56 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得している同僚 3 名について、上記社会保険事務担当者は、それ以前から勤務していたと陳述している上、当該同僚のうち 1 名は、昭和 56 年 5 月から勤務をしていたと回答していること、iv) 請求者は、記憶がはっきりしないが、最初の保育園に勤めたときは正社員ではなく、その後の異動先において正社員になったような気がする旨陳述しているところ、上記社会保険事務担当者は、当時は、正社員以外の者を社会保険に加入させるという認識がなかった旨陳述していることから判断すると、同社では必ずしも従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

なお、上記社会保険事務担当者は、昭和 55 年 4 月当時は、B社には社員がいなかったため、社会保険が発生するはずがなく、請求者が昭和 55 年 4 月に入社したのであるなら、関連会社であるD社に籍があつて社会保険に加入していたかもしれない旨陳述しているところ、i) D社に係る事業所別被保険者名簿において、請求期間②に請求者の氏名は確認できない上、健康保険証の整理番号に欠番はないこと、ii) 雇用保険の記録によると、請求者のD社における被保険者記録は確認できないこと、iii) D社の元取締役及び元従業員へ照会を行ったが、請求者の勤務状況を確認できる回答又は陳述が得られなかつたこと、iv) D社の商業登記簿謄本によると、同社は既に破産終結していることが確認できることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、請求者は、給与明細書等の資料を所持していない上、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めるることはできない。